

平成27年第3回せたな町議会臨時会

平成27年5月8日（金曜日）

○議事日程

（第1号）

（臨時議長紹介）

（議員自己紹介）

（町長あいさつ）

（参与自己紹介）

- 1 仮議席の指定について
- 2 会議録署名議員の指名について
- 3 選挙第1号 議長の選挙について
- 4 会期の決定について
- 5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 6 議席の指定について
- 7 総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会委員の選任について
- 8 議長の常任委員の辞任について
- 9 議会広報発行常任委員会委員の選任について
- 10 議会運営委員会委員の選任について
- 11 選挙第3号 檜山広域行政組合議会議員の選挙について
- 12 選挙第4号 北部桧山衛生センター組合議会議員の選挙について
- 13 諸般の報告
- 14 行政報告
- 15 承認第1号 専決処分の承認について（平成27年度せたな町一般会計補正予算（第1号））
- 16 承認第2号 専決処分の承認について（せたな町税条例等の一部を改正する条例について）
- 17 承認第3号 専決処分の承認について（せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 18 議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算（第2号）
- 19 議案第2号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第3号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第4号 物品購入契約の締結について（給食配送車）

（第1号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 同意第1号 せたな町監査委員の選任について

3 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

1番	細川伸男君	2番	神田和浩君
3番	江上恭司君	4番	本多浩君
5番	石原広務君	6番	梶田道廣君
7番	大湯圓郷君	8番	真柄克紀君
9番	平澤等君	10番	大野一男君
11番	熊野主税君	12番	菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	三上博則君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	横川忍君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	丹羽優君
産業振興課長	鎌田勝幸君
建設水道課長	原進君
出納室長	関功悦君
国保病院事務局長	小林安晴君
総務課まちづくり推進室長	黒澤智彦君

《大成総合支所》

総合支所長	堂端重雄君
-------	-------

産業建設課長 佐野英也 君
《瀬棚総合支所》

総合支所長 篠塚三喜郎 君
産業建設課長 福士裕継 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長 成田円裕 君
教育委員会事務局長 高田威 君
給食センター副所長 早川克紀 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 小坂橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 西村晋悟 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 横川洋二 君
事務局次長 丹羽小百合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 横川洋二 君
事務局次長 丹羽小百合 君
事務局書記 松林 功 君

開会 午前10時00分

○議会事務局長（横川洋二君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の横川です。

本日は議席が決定するまでの間、議会の運営に関する基準10に基づき、若年齢の順にご着席願っております。

ただ今の出席議員は12名で、全員出席されております。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の菅原議員をご紹介します。菅原議員に臨時議長をお願いします。

菅原議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（菅原義幸君） ただ今ご紹介をいただきました菅原です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。議員各位には格別のご協力方よろしくをお願いします。

◎開会宣告

○臨時議長（菅原義幸君） ただ今紹介されました菅原でございます。

地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。議員各位には格別の協力方よろしくをお願いします。

ただ今の出席議員は12名で、全員出席されていますので今臨時会は成立しました。

これより平成27年第3回せたな町議会臨時会を開会します。

議事日程に入る前に自己紹介を行います。

このたびの選挙において、お互いに当選の荣誉に輝き議席を得ましたことはまことに喜ばしい限りであります。皆さん方は、すでに顔なじみであろうかと思いますが、改選後初めての議会となりますので、住所、氏名程度の簡単な自己紹介を1番席から順にお願いします。

1番席どうぞ。

○議員（神田和浩君） おはようございます。せたな町瀬棚区の神田和浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（石原広務君） おはようございます。大成区都の石原です。今期もよろしくお願いいたします。

○議員（梶田道廣君） おはようございます。大成区、梶田道廣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（大野一男君） おはようございます。大成区、大野一男です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（真柄克紀君） おはようございます。北檜山区北檜山154、真柄と申します。よろしくお願いいたします。

○議員（熊野主税君） 瀬棚区に在住しております熊野主税です。どうぞよろしくお願いいたします。

します。

○議員（平澤 等君） 北檜山区東丹羽の平澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（本多 浩君） おはようございます。北檜山区共和、田舎に住んでいます。本多浩です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議員（細川伸男君） おはようございます。北檜山区、細川伸男でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議員（江上恭司君） 北檜山区徳島に住んでおります江上恭司です。よろしくお願ひいたします。

○議員（大湯圓郷君） おはようございます。北檜山区北檜山、大湯圓郷でございます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（菅原義幸君） 自己紹介は終わりました。

次に町長からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） このたびの選挙におきまして当選をされました議員の皆さん、本当におめでとうでございます。ことしは合併 10 年という節目の年でございます、これまでも新町の建設に当たりまして、議会議員の皆さん方から大変なご尽力をいただけてきたところでございますが、次のこれからの 10 年、新町発展のために一層のご尽力をよろしくお願ひしたいと思います。私たち理事者はもちろんであります。各行政委員皆さん、そして職員の皆さんも一生懸命町政発展に頑張ってください。車の両輪と、議会とまちそう言われておりますが、一層のご支援、ご指導よろしくお願ひを申し上げてご挨拶に代えさせていただきます。

○臨時議長（菅原義幸君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 12 分

◎開議宣告

○臨時議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 仮議席の指定について

○臨時議長（菅原義幸君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただ今ご着席の議席といたします。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名について

○臨時議長（菅原義幸君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、臨時議長において、神田和浩君、石原広務君を本日の会議録署名議員に指名します。

◎日程第 3 選挙 1 号

○臨時議長（菅原義幸君） 日程第 3、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（菅原義幸君） ただ今の出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に柘田道廣君、大野一男君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、1 番席議員から順次投票願います。

ただ今から投票を行います。

投票は議長席に向かって右側から投票し左側より自席について下さい。

（投票）

○臨時議長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。柘田道廣君、大野一男君立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは出席議員数と符合しています。そのうち有効投票は 12 票、無効投票はありません。有効投票のうち、菅原義幸君 8 票、真柄克紀君 2 票、熊野主税君 1 票、江上恭司君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって私、菅原が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(菅原義幸君) ただ今、私、菅原が議長に当選いたしましたので、本席から一言ご挨拶申し上げます。

前期に引き続き、議長にご推挙いただきまして衷心より感謝申し上げます。議長の職務職責を深く自覚し、万全を期す決意であります。今後、円滑な議会運営実現のために公正指導の原則を順守し、議員全員の意思疎通を図るとともに、議会公開のさらなる推進に努めます。その上で、議会が持つ二つの使命、すなわち政策の最終決定と行財政運営の批判、監督を住民の立場で全うするために、不断の研鑽に取り組みたいと思います。

議員各位のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長(菅原義幸君) これで臨時議長の職務は全部終了しました。

ただ今から5分間休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時30分

○議長(菅原義幸君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第4 会期の決定について

○議長(菅原義幸君) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 選挙2号

○議長(菅原義幸君) 日程第5、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(菅原義幸君) ただ今の出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に真柄克紀君、熊野主税君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、1番席議員から順次投票願います。

1番議員どうぞ。

(投票)

○議長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。真柄克紀君、熊野主税君開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは出席議員数と符合しております。そのうち有効投票 12 票、無効投票はありません。有効投票のうち、熊野主税君 9 票、真柄克紀君 2 票、江上恭司君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって熊野主税君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（菅原義幸君） ただ今、副議長に当選されました熊野主税君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

副議長に当選されました熊野主税君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（熊野主税君） 多くの方の推挙を受けて副議員を受け取ることに對して身の引き締まる思いであります。議会はもちろんです、議員各位と円滑な議会運営するための一助になればと努力いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第 6 議席の指定について

○議長（菅原義幸君） 日程第 6、議席の指定を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 46 分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議席は会議規則第 3 条第 1 項の規定により議長において指定いたします。氏名と議席番号を職員に朗読させます。

○議会事務局長（横川洋二君） それでは朗読します。1 番席、細川議員、2 番席、神田議員、3 番席、江上議員、4 番席、本多議員、5 番席、石原議員、6 番席、梶田議員、7 番席、大湯議員、8 番席、真柄議員、9 番席、平澤議員、10 番席、大野議員、11 番席、熊野副議長、12 番席、菅原議長以上です。

○議長（菅原義幸君） ただ今の朗読のとおり議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 47 分

再開 午前 11 時 09 分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 7 総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会委員の選任について

○議長（菅原義幸君） 日程第 7、総務厚生常任委員会並びに産業教育常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により総務厚生常任委員会委員に、本多浩君、梶田道廣君、大湯圓郷君、平澤等君、大野一男君、それに私、菅原義幸の 6 人でございます。

次に産業教育常任委員会に、細川伸男君、神田和浩君、江上恭司君、石原広務、真柄克紀君、熊野主税君、以上 6 人ただ今のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名したとおり常任委員に選任することに決定しました。

ここで副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 12 分

○副議長（熊野主税君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
議長に代りまして私が議事を運営いたします。

◎日程第 8 議長の常任委員辞任について

○副議長（熊野主税君） 日程第 8、議長の常任委員辞任についてを議題とします
地方自治法第 117 条の規定によって議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（熊野主税君） 総務厚生常任委員に選任されました議長から常任委員を辞任したい旨の申し出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので総務厚生常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○副議長（熊野主税君） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務厚生常任委員の辞任については許可することに決定しました。

これにて議長と交代します。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午後 12 時 02 分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
諸般の報告をいたします。

休憩中に総務厚生並びに産業教育常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われその結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

総務厚生常任委員会委員長に大野一男君、副委員長に平澤等君、産業教育常任委員会委員長に真柄克紀君、副委員長に江上恭司君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

昼食休憩のために午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午後 12時03分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第9 議会広報発行常任委員会委員の選任について

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議会広報発行常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により神田和浩君、本多浩君、石原広務君、榊田道廣君、大湯圓郷君、熊野主税君以上のとおり6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しましたとおり議会広報発行常任委員に選任することに決定しました。ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時22分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会広報発行常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に大湯圓郷君、副委員長に石原広務君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第10 議会運営委員会委員の選任について

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により細川伸男君、本多浩君、榊田道廣君、大湯圓郷君、真柄克紀君、大野一男君、以上のとおり6人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しましたとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時50分

○議長（菅原義幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりました。報告します。

委員長本多浩君、副委員長細川伸男君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

◎日程第11 選挙3号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、選挙第3号 檜山広域行政組合議会議員の選挙を行います。

選挙は議会の運営に関する基準第42に基づき投票にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、檜山広域行政組合議会議員の選挙は投票によることに決しました。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（菅原義幸君） ただ今の出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平澤等君、本多浩君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名で多数票を獲得された上位2名の方を当選人と定め、同数の場合は、くじで決定します。

それでは投票用紙に被選挙人ひとりの氏名を記載のうえ一番席から順次投票願います。

（投票）

○議長（菅原義幸君） 投票を終わります。

開票を行います。平澤等君、本多浩君開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは出席議員数と符合しております。そのうち有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、大湯圓郷君 5 票、榊田道廣君 5 票、石原広務君 1 票、江上恭司君 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、大湯圓郷君、榊田道廣君が当選されました。

お 2 方が議場におられますので会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。
出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第 1 2 選挙第 4 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 12、選挙第 4 号 北部松山衛生センター組合議会議員の選挙を行います。

選挙は議会の運営に関する基準第 42 に基づき投票にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、北部松山衛生センター組合議会議員は投票によることに決しました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（菅原義幸君） ただ今の出席議員は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に細川伸男君、江上恭司君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（菅原義幸君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名で多数票を獲得された上位 3 名の方を当選人と定め、同数の場合は、くじで決定します。

それでは投票用紙に被選挙人ひとりの氏名を記載のうえ一番席から順次投票願います。

(投票)

○議長（菅原義幸君） 投票を終わります。

開票を行います。細川伸男君、江上恭司君開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 12 票、無効投票ゼロ。有効投票のうち、江上恭司君 4 票、真柄克紀君 3 票、神田和浩君 3 票、石原広務君 2 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 1 票であります。よって江上恭司君、真柄克紀君、神田和浩君が当選されました。

お 3 方が議場におられますので会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第 13 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 13、諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎日程第 14 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 14、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは 4 件の行政報告をさせていただきます。

まず 4 月 3 日発生の大雨による被害状況について報告いたします。

詳細はお手元の資料になりますが、4 月 3 日の降水量は 72.5mm でありまして、北檜山区東丹羽地区において農業被害と土木被害が発生し、被害額は 100 万円、北檜山区徳島地区においては林業被害が発生し、被害額は 50 万円、瀬棚区共和地区では土木被害が発生し、被害額は 1,300 万円で、被害総額が 1,450 万円となっております。これらの被害に関わる復旧経費であります。早急に応急工事を要する東丹羽の頭首工付近の砂利除去及び瀬棚区共和の準用河川最内川の護岸崩落に係る経費については、4 月 17 日付けで専決処分をし、対応させていただいたところがございます。またその他の復旧経費については、今後補正予算を計上し対応してまいります。

続きまして、せたな町社会福祉協議会元職員による新たな着服事件について報告いたします。

昨年 6 月に発覚しました、せたな町社会福祉協議会元職員の着服事件は、昨年度の調査において被害金額を 728 万 4,742 円と確定されていたところではありますが、この度、社会福祉協議会において、会計監査の準備をしていた際、新たな着服があったことが判明した旨、せたな町社会福祉協議会会長より報告がありました。内容は、定期貯金 300 万円が平成 24 年 2 月 29 日

に解約されており、先月 27 日に金融機関から残高証明書の交付を受けた際に判明したものです。翌 28 日に元職員に確認したところ、本人が事実を認めたことから、直ちに利息相当額を含めた全額 300 万 954 円の全額を一括返済するよう求めた結果、本日午前に振込されたことを確認した旨、社会福祉協議会から報告がありました。

今回の件については、既に指導機関である檜山振興局にも報告されており 5 月 12 日、13 日にかけて被害金額の再確認を行うこととなっており、まちとしても十分再調査した上で更なる信頼回復に向け事業展開されるよう指導してまいります。

三つ目ですが、せたな町内で人身事故を起こしたヒグマの捕獲について報告いたします。

昨年と一昨年の 4 月に山菜採りの女性を襲ったヒグマが、昨年 8 月に今金町で捕獲されていたことが、北海道総合研究機構環境科学研究センター道南地区野生生物室の DNA 鑑定で 4 月 23 日に判明いたしました。判明に至った経緯は、檜山振興局においてヒグマの生態や移動距離などを調査するため、今年 4 月にせたな町以外の近隣町で捕獲されたヒグマについても DNA 鑑定を依頼したことで判明したものであります。この凶暴なヒグマの捕獲にあたっては、今年 3 月 3 日に関係機関によるヒグマ事故防止対策連絡会議を開催し、第 3 の事故を未然に防止するため猟友会の協力を得ながら、事故発生エリアを中心とした雪山での捜索をはじめ、国道、道道での電光掲示板や防災行政無線、広報誌などでの注意喚起を行い早々に捕獲に向けた取り組みをしてきたところであります。今回、このヒグマが捕獲されていたことで対策連絡会議としての捜索活動は終結しますが、当町は、特にヒグマの生息数が多く注意が必要なことから、今後もこの事故の教訓と経験を活かしながら、関係機関との連携を強化し、事故防止に取り組んでまいります。また、これからヒグマの活動が本格化する時期を迎え、住宅付近での生ごみの管理の徹底や山菜採りなどへの注意喚起を継続し、事故防止に努めるとともに、これまで捜索にご協力いただいた関係者の皆様にお礼申し上げる次第であります。捕獲の状況については以下のとおりでございます。

続きまして、せたな大里地区周辺における風力発電事業計画の工程について報告いたします。

せたな町内における風力発電事業計画については、これまで議員皆様への説明会の開催、また平成 26 年第 4 回定例会において、事業計画の概要及び工程などを行政報告したところであります。その後、事業者において作業を進めてきたところでありますが、送電線計画や風車設置数の変更など諸般の事情により、当初の運転開始計画である平成 28 年度末を 1 年遅らせて平成 29 年度末を目指す旨、去る 4 月 7 日株式会社ジェイウィンドせたなの橋本社長が来庁し、まちに報告があったものであります。今年度につきましては、環境影響評価書の作成、風車サイト及び送電線用地の契約や実施設計を行い、8 月以降から敷地造成に係る工事に着手する予定であります。なお、事業の概要と今後のスケジュール等については、以下の予定となっておりますのでご報告申し上げます。下の事業概要の中で、定格出力 5 万キロ、その下の風車規模 3,200 キロワット級を 16 基設置、そのあとの括弧で当初 22 基となっておりますが、これは 2,500 キロワット級 22 基ということでございまして、今回、国内最大の 3,200 キロワット級を 16 基と変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時29分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第15 承認1号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、承認第1号 専決処分の承認を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2の1ページからでございます。本案につきましては、専決処分の承認についてであります。平成27年度せたな町一般会計補正予算第1号でございまして、歳入決算の総額に368万3,000円を追加し、総額を90億8,427万8,000円としたものであります。

その内容は4月3日の降雨により被災した農業施設及び公共土木施設の災害復旧などに要する経費について、緊急を要することから地方自治法第179条第1項の規定に基づき4月17日付で専決処分を行なったものであり、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議に上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 最初に歳出について説明いたします。お手元の議案書その2、6ページでございます。14款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費20万円の追加でございます。行政報告にもございましたが4月3日の大雨により被災した農業用施設1カ所について、農地、農業用施設小災害復旧事業補助金の追加補正をお願いするものであります。被災箇所につきましては、東丹羽にございます目名川に設置されてございます丹羽頭首工でございます。次に2項公共土木施設災害復旧費、1目河川災害復旧費348万3,000円の追加につきましては、これも同じく4月3日の大雨により被災した準用河川最内川の補助災害査定のための普通旅費18万3,000円、災害復旧測量設計業務委託費200万円のほかに、応急工事費130万円の追加補正をお願いするものでございます。

これに係る歳入でございまして、上段でございます。18款1項1目ともに繰越金でございます。前年度繰越金368万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第 1 号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第 16 承認第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 16、承認第 2 号 専決処分の承認を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案につきましては、専決処分の承認についてであります。せたな町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川財務課長。

○税務課長（横川 忍君） せたな町税条例の一部改正をする条例について説明させていただきます。議案書は 9 ページから 70 ページでございますけれども、詳細ですので、別添の議案説明資料に沿って説明をさせていただきたいと思っております。1 ページから 4 ページになります。まず 1 の町民税関係でございます。最初の個人町民税における住宅ローン減税の適用期間の延長についてでございます。住宅ローン減税は当初 29 年度末までに対象期間とされておりましたけれども、消費税 10%引き上げの時期が変更になりましたことから、1 年 6 カ月延長されまして、平成 31 年 6 月 30 日までに延期されるものでございます。これの対象は 27 年 4 月 1 日からの適用となります。次の個人住民税におけるふるさと納税の特例控除額の拡充及び申告手続の簡素化についてでございます。この特例控除額の上限は現行所得割額の 1 割になっているところでございますけれども、これを 2 割に引き上げることになります。また申告手続の簡素化を図るために確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行なった際には、確定申告

をせずに寄附金税額控除が受けられるような特例を創設することになります。これは28年度の住民税から適用となるところでございます。

次2として固定資産税関係でございまして、固定資産等の負担調整措置の延長についてですが、27年度は土地の評価替えの年に当たりまして、商業地、宅地、農地等に関する負担軽減措置について、現行の負担調整措置が3年間据え置かれることになった。そこでこの税条例におきましても同様に据え置きとすることとなりました。これは27年4月1日からの適用となります。同時にわがまち特例措置の延長も合わせて行われることとなりました。都市再生特別措置法に基づく認定事業者が取得する公共施設に係る課税標準の特例が2年延長、管理協定が締結された津波避難施設等に係る課税標準の特例を3年延長。新築のサービス付き高齢者住宅向け賃貸住宅に係る税額の減税措置の2年延長でございまして、これも平成27年度以後の年度分に適用するものでございます。

説明資料の2ページ目をお開き下さい。3の軽自動車税関係でございまして、軽自動車税のグリーン化特例の導入についてでございまして、軽自動車税につきましては、一定の環境性能を有する四輪等のグリーン化特例が導入されました。詳細については下の軽減課税を適応した場合の標準課税の表をご覧ください。28年の軽自動車税から中段の標準課税が適用されるのですが、27年4月1日から28年3月31日までに新規に取得した環境性能の良い車には右欄20%軽減、50%軽減、75%軽減などの軽減措置が図られることとなっております。今回の改正では28年度のみ適用とされるところでございます。

次に二輪車等の税率改正についてでございまして、昨年27年度から二輪車の課税の引き上げを予定されておりましたけれども、1年延期し28年度から適用されることとなりました。改正内容については、下の表をご覧くださいと思います。併せて町独自に設定しております小型特殊自動車についても二輪と併せて1年延長したところでございまして。

3ページ、4のたばこ税関係でございまして、旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の見直しを図られることとなりました。現在この旧3級品につきましては、特例税率を適用しておりますが、平成28年4月から4年間掛けて特例税率を無くすることとなりました。平成28年4月1日から31年4月まで、4段階に分けて引き上げを実施するものでございまして。対象銘柄はエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット及び沖縄限定のバイオレット、うるまの6銘柄でございまして。

それから5納税環境整備についてでございまして、地方分権を推進する観点から、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴い、国税における昨年度までの改正を踏まえ、所要の見直しを行ったところでございまして。内容については、割愛させていただきますが、これも平成27年4月1日から適用することとなります。それから②の個人住民税の還付申告等に起因する個人住民税の還付加算金の起算日についてでございまして、この適用は概ね所得税が過納となった場合に概ね一致させるよう見直しが行われたところでございまして。改正前は過納になった税金を納入した日の翌日は起算日でございましたが、これからは更正の申告書が提出された翌日の1カ月後の翌日が起算日となるところでございまして。これも27年4月1日からの適用とな

ります。

その他といたしましては、町税の減免を受けようとする方の利便性を図る観点から申請期限お見直しを行いました。以下の6種類について今までは減免の申請は納期限の7日前の規定でございましたけれども、納期限日としたところでございます。

最後に番号法、マイナンバー法改正に伴う個人番号、法人番号の整理を行いました。

以上で、町税条例の改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第2号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第17 承認第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、承認第3号 専決処分の承認を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の71ページからでございます。本案につきましては専決処分の承認についてであります。せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川税務課長。

○税務課長（横川 忍君） それでは議案書73ページから75ページ、別添会議資料の5ページによりまして、せたな町国民健康保険税条例の一部の改定の概要を説明させていただきます。最初に課税限度額の見直しについてです。国の法律の改正に伴いまして、国民健康保険税条例の改正となりました。基礎課税額の現行を51万円を52万円に改正し、後期高齢者支援金等課税額の現行を16万円を17万円に改正、介護納付金課税額の現行を14万円を16万円に改正す

るものでございます。平成 27 年 4 月 1 日から適用となります。

次に軽減措置の見直しについてでございます。5 割軽減の対象となる世帯の現行 24 万 5,000 円を 26 万円に改正し、2 割軽減の対象となる世帯の現行を 45 万円を 47 万円に改正するのでございます。こちらも平成 27 年 4 月 1 日からの適用となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

江上議員。

○3 番（江上恭司君） 2、3 点質問したいと思います。まず国保税の上限の関係で法律が変わったので引き上げた。これは町民に直接係る問題で、なぜ専決処分にしたのか、ここをまず第 1 点と。それから今後これが 2018 年度から市町村から都道府県に運営が移されると。その場合、市町村の分賦金が発生して、その根拠となるのが医療費と所得が根拠になってその市町村に決められてくるという点で、18 年からですから、ことし 15 年だからあと 3 年で移行する。今、町民の中にも国保が非常に高いと。払っていくのが大変だという声がすごく多い中で、18 年度から今度は道の運営になった場合、今まで取っていた一般財源からの繰り入れだとかそういうのが全くできなくなるということを含めて、どういうふうに関、考えていらっしゃるのか。その 2 点についてまずお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 横川税務課長。

○税務課長（横川 忍君） 私からは専決処にさせていただいたことについて答弁させていただきたいと思っております。専決処分にさせていただいたのは、国の法律の整備の遅れで税条例の整備が間に合わなかったことについて 4 月 1 日から適用させるために順次させていただいたことで、専決という方法をとらせていただいたところでございます。3 月 31 日の臨時会には間に合いませんでしたので、そういう方法をとらせていただいたところです。ほか 2 点については…

○議長（菅原義幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 2 時 5 0 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

2 問目の質問に対する答弁を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 江上議員から町の国民健康保険税に係って、2018 年、3 年目ですね、北海道に業務を移管するんですが、その時点での国民健康保険、財政の状況ですね。それも含めて一般会計等の繰り入れに関する考え方のご質問だと思います。現時点では担当と協議はしておりますが、詳細といいますか、詳しく、まちとしてこういった形で進むということまでは、具体的な調整はまだ出来ていないというのが、現状でございます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） まず1点目の問題、間に合わなかったと時間がないから。僕はそういう問題ではないと思うんです。実際に国はそう決めたけど、運営しているのは市町村です。町民のことを考えて、きちんと議会で論議して伸ばした時あるんです。4月1日ではなくて。そういう点からいってこの案件については、専決処分にするべき問題でないと。直接、町民に係る問題だということで、僕は4月1日からなにかんたやらなければならないということでもないし、それは町の国保運営の中で決めていけばいい問題であって、本当に町民が困っているんだったら、もう少しきちんと論議して決めるべきだと考えております。

それから二つ目の問題は、内容がきちんとまだ出来上がってないというけど、今、国会で社会保障制度改革審議会で実際には、出来上がって降りて、それですすでにある町村では、その分賦金の問題で医療費を抑えようとする動きがあるんです。実際に。そういうことをするようなことをしないでほしいという要請含めて、今、国会で審議されてるから実際にはこのとおりに行くと思いますけど、その審議会の方針で進むならいろいろな問題起きてきますので、その辺を十分配慮してほしいということを要請したいと考えています。

○議長（菅原義幸君） 答弁はどなたが行います。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今の2点目のご質問に対しまして、議員おっしゃられた内容十分念頭に入れながら調整、あるいは要請、協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 1点目の答弁はどうします。

町長からしますか。質問者どうです。

○3番（江上恭司君） 町長の判断ですから町長お願いします。

○議長（菅原義幸君） 町長の前に担当の課長の答弁をいただきます。

横川税務課長。

○税務課長（横川 忍君） 課税額の上限の見直しについてでございますけれども、現在全部で120世帯ほどの上限の方がいらっしゃるんですけれども、この方について2万円なり4万円までの課税の上限がでる。その上限が出た方は確かに大変だというのはもちろんですけれども、その分について増収。それと2点目の課税、軽減措置の見直しで課税、軽減される世帯が増える。そういう意味では軽減させる世帯が増えることが出来るのであれば4月1日、逆にそういう世代を救える時期をきっちり4月からさせていただくことが有意義ではないかと考えまして4月1日施行ということにさせていただいたところでございます。全体的な税率を上げて皆さんにご協力をいただく、そういったことがあることでありましたら逆にもっと早い時期からご意見を伺って検討させていただくところでございますけれども、今回に関しては上限の部分については、100世帯ほどありますけれども、軽減の部分については住民に対して有利に働くという判断で4月1日から施行させていただきたいと考えたところでございます。

○議長（菅原義幸君） なお質問者は町長の答弁も求めておりますので、重ねて答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 今、担当課長から答弁申し上げましたように、今回の専決処分につきましては、税率を上げるものではございませんで、限度額の見直しでありますので、この負担が増えることではないとご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 税率は上げないから負担増にはならない。そうじゃないでしょ。限度額を引き上げたんだよ。所得の多い人は当然負担増になるわけでしょう。僕はこういう議案を専決処分にするのはおかしいと。きちんと論議した上で今は税務課長が低減税率があるからそれによって救われる人がいますよと。じゃどれだけ救われて、どうなっているんだということを引き出して論議した上で、やるべき問題だということを言っているんです。なんたかんだ4月1日からやらなければならない問題じゃない。直接町民に係る問題です。そういうのは専決処分にふさわしくないと私はそう思っています。

以上。

○議長（菅原義幸君） 答弁求めますか。

○3番（江上恭司君） いいです。

○議長（菅原義幸君） それでは、江上議員の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

江上議員。

○3番（江上恭司君） 先ほども述べましたように、こういう町民に直接係る問題については、やっぱりきちんと議会で論議する、いろんな形での論議を進めた上でやっていくということ。特に今回の場合はなんたかんだ4月1日からやらなければならない問題でもないんです。その市町村の国保会計の状況を見ながら、どうやっていくかということは、その市町村で決められる問題です。そういう点からいって、やはりこういう問題を今後も専決処分案ですることについては僕は反対しますし、今回のやり方については不承認と私はしています。

○議長（菅原義幸君） ほかに討論ございませんか。

○3番（江上恭司君） 承認討論やったらは。

○議長（菅原義幸君） ございませんか。

なければ討論を終結いたします。

これより承認第3号について起立により採決します。

皆さんにお諮りします。

本案について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

○議長（菅原義幸君） 確認しました。

賛成者10名、反対者1名起立多数です。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎日程第18 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第1号 平成27年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の77ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億1,003万5,000円を追加し、総額を91億9,431万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、嘱託職員を配置するための人件費や北檜山町農協が行う玄米ばら集出荷施設整備に対する補助金のほか、給食センター換気設備の改修に要する経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案書その2の81ページでございます。最初に歳出について説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費312万円の追加でございます。このたびの人事異動に伴い総務課に嘱託職員が配置となったことから、それに係る報酬をお願いするものでございます。6目基金管理費では、10万円の追加でございます。一般寄附金として町外の方から寄附がございました。その方の意向によりまして社会福祉基金への積み立てをお願いするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、7目老人ホーム運営費156万円の追加でございます。この補正につきましても、このたびの人事異動に伴い、せたな町老人ホーム三杉荘所長に嘱託職員の配置となったことから、それに係る報酬をお願いするものでございます。2項児童福祉費、2目保育所費につきましても、このたびの人事異動に伴い瀬棚保育所の保育士に嘱託職員の配置となったことから、それに係る報酬をお願いするものであります。

82ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費では89万7,000円の追加でございます。灯油流出事故により汚染された土などの処理手数料についてお願いをするものでございます。場所につきましては、北檜山区豊岡でございます。処理は既に終えておりまして、議決をいただいたのちに支出科目を更正しようとするものでございます。5目健康センター管理費では29万6,000円の追加でございます。故障いたしました栄養指導室の給湯器修繕をお願いするものであります。

6卷農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では9,855万4,000円の追加でございます。国の強い農業づくり事業によりまして、北檜山町農協が整備をいたします玄米ばら集出荷施設色彩選別機増設事業に対する補助金の補正をお願いするものであります。

7款1項とのも商工費、3目観光施設管理費では51万9,000円の追加でございます。道の駅てっくいランド大成の浄化槽修繕でございます。ゴールデンウィークや観光シーズンを控えまして、早急に修繕を行う必要があることから同じ施設内の規定3により修繕を行なっておりますことから、予算の追加をお願いし予算の更正をしようとするものでございます。また13節委託料では補正額の増減はございませんが、当初予算では平浜海水浴場浄化槽保守点検業務22万4,000円で予算を計上いたしました。正しくは浄化槽保守点検業務22万4,000円でございます。道の駅てっくいランド大成の浄化槽修繕と同様に、予算の更正をしようとするものであります。ちなみに対象施設でございますが、大成区の太田緑地公園トイレ、太田公衆トイレ、貝取潤公衆トイレでございます。なおミスプリントがございまして、浄化槽保守点検業務ですが、業務の務が抜けてございまして、加筆の上訂正をお願いいたします。重ねておわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

次に83ページでございます。10款教育費、6項保健体育費、4目学校給食費では186万9,000円の追加でございます。給食センターの換気設備が老朽化により故障したため調理業務の衛生管理に支障を来します。早急に改修をしようとするものでございます。

以上説明いたしました歳出に係る歳入でございますが、戻りまして80ページでございます。14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金5,739万円の追加は、北檜山町農協が整備をいたします。玄米ばら集出荷施設色彩選別機増設事業に対する補助金でございます。

16款1項ともに寄附金、1目一般寄附金10万円の寄附は、町外の方からの寄附でございます。社会福祉基金積立金に充当するものでございます。

17款繰入金、1項基金繰入金、4目産業振興基金繰入金4,116万4,000円の追加は玄米ばら集出荷施設色彩選別機増設事業補助金に充当するための繰入れでございます。

18款1項1目ともに繰越金につきましては1,138万1,000円の追加で、前年度の繰越金でございます。

以上説明いたしました内容によりまして、一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 6款農林水産業費の農業費についての農業振興費について、これは多分前年度の産業教育でも説明もあったんでしょうけれども、私、今回初めてでございますので、この概要と、これは北檜山町農協が長年要望して、まちもいろいろな施策の中でいろいろな原資を導き出して、今回実現にいたるのは大変喜ばしいことだと思っておりますし、去年の米価の下落の環境の中ますます農家のニーズに応える。このことに関しては大変評価いたします。そこで今の処理能力、確かにご覧のとおり11月の末まで延々と作業が続いておりました。これが今の新しい事業を追加することによってどの程度の能力アップがまず図れるかということと、

それから、今までどうしても待ちきれないという形で残念だけでも、その施設を追加しないで直接市場に出回ったケースもこれは、無きにしも非ずです。この辺につきまして農協と産業振興課がどのような話し合いの中で、どのような形の数値目標並びに実現目標を持っておられるのか現在の考え方をお聴きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の真柄議員のご質問でございますけども、今回の補助金につきましては、今年の執行方針にも述べておりますように売れる米づくりへの支援ということをお願いしております。そういうことで、今回、北檜山農協から要望があったということで、補正をお願いしたということでもあります。これにつきましては、議員の皆様変わった方もおられますので、経過等について若干説明をしてから先ほど言われた 2 点について答弁したいと思います。

まず玄米ばら集出荷施設につきましては平成 16 年に、まちが実施主体となりまして 2 億 7,400 万ほど掛けて設置したものであります。現在これにつきましては、北檜山農協が指定管理をしているということで、約 11 年経過しております。そういう中では処理能力が落ちているということで、昨年 12 月に北檜山農協から米の色彩選別機の増設をしてくれという要望がございました。要望の内容については、今の既設の色選の能力では、時間が掛かり過ぎて農家の精算が 1 月にまでなってしまうというようなことから、もう少し処理能力の高いチャンネル数でいうと、今 200 チャンネルという色選を使っているんですけども、それを 240 チャンネルにしてくれと。それと格納施設も併せて造ってもらえないかというような要望がありました。ということでこれにつきましては、ことしの 1 月 23 日に開かれました産業教育常任委員会で要望の中身を説明しております。それで、その後平成 26 年度の国の補正事業で、補助金を使って何とか乗れないかということでいろいろ道とも協議をしたわけでございますけども、その事業を実施するため目標ポイントがちょっと不足して、採択になりませんでした。その後、採択にならなかったということから平成 27 年度の国の事業でもう 1 回道と協議いたしまして、事業計画書を作って提出して、先月の 17 日に採択をしていただいて、補助金の内示をいただいたこととなります。それで事業費は補助対象外と補助対象の分含めまして、事業費全体では 1 億 4,704 万 5,000 円であります。この中で先ほど言った格納庫と色選選別機それと製品タンク 1 台を設置することでございます。事業費の 1 億 4,704 万 5,000 円のうち、国からの補助が 5,739 万円、補助対象経費から 2 分の 1 の補助分を差し引いた残りの 2 分の 1 番をまちで上乗せで持つということで、それと補助対象外経費の 2 分の 1、設計料だとか工事の完了その 2 分の 1 を持って 4,116 万 4,000 円としております。残りの 4,849 万円については農協の負担であります。スケジュールですけども、5 月中に補助申請をしまして、9 月中の完成を目指しております。供用の開始については、せつかく造る施設でございますので、ことしの米から使うということで 10 月 9 日からの予定をしております。これが事業の概要でございます。それで先ほどの質問ですけども、処理能力のアップはどれくらいかということでございますけども、今の施設は 1 日に 40 トンから 50 トンくらいの処理能力でございます。今回新しく設置します色

選を入れることによって既存の施設と新しい施設、2台で動くことになるんですけども、単純に2倍なるかという、そうではない。というのは入れるのは2倍になっても、出る方が袋詰めだとかそういう作業が2倍にはならないので、大体、日量でいうと米の質にもよるんですけども60トンくらいじゃないかと農協の担当者からは確認をしております。それで、ことしは12月中に最終精算ができる。今まで1月になっていたものが、農家への精算が1月中にはできるようになると見込んでおります。これによって計画ですけども、今計画時点で北檜山農協の米の受け入れ実績が4,600トンくらいです。この機械を入れるということで国に計画書を出してるわけなんですけども、今までは結構、最終精算まで時間があったり、農家で保管している期間が長かったということで、すぐに入れれないということで、農協以外にも米が出されていたということがあります。それで今回この機械を入れることによって計画としては処理能力も早くなるので4,600トンから29年度の目標値では4,930トンくらいまでに処理をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） スタートから大変丁寧な説明していただきまして、ありがとうございました。ただ私も今ちょっとお話を聞いていて、それでも、ことしの場合特に天候の関係もあって非常に作況、田植えも確実に農家も早いということもあって、これ10月のスタートで果たしていかかかなと。これは作業工程の中で当然まだこれから農協と詰めていって少しでも早くやっていただきたいと思いますが、これ将来的なことをいって今の北檜山農協の生産量からいったときに、町長これでいいのかと。今、約2割くらいのアップでしかいかないと。現実問題としていろんな形で多角販売も認められますから、それがすべて一元集荷がどうこうという部分ではないですが、やっぱり米の品質と、それから北檜山産の米をさらにグレードアップしていくためには、この施設を通していくことが懸命だと私思いますので、その辺につきまして、きょうどうこうではないですが、このあれを見ながら農家の方々にも何とか啓蒙していただきながら、この施設をさらに僕は拡充したら、今は米が本当に問題って、ことしから北檜山でも餌米面積がかなり増えますよね。私の聞いているのは結構増えるみたいです。現実。その中でうまくこの能力をこの餌米との調整をしながら1日でも早い形で集荷できるようなものを農協と今から研究していただきたいと思います。

それともう1点最後にお聞きしますけれども、これだけ扱い量が増えることによって一俵当たりの単価は下がるという試算でよろしいのでしょうか。経費は。

○議長（菅原義幸君） 鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） ただ今の質問でございますけども、一俵当たりの経費ということは使用料でよろしいですか。既存の施設の使用料は、昨年の実績では固定資産経費それと変動経費、包装費それぞれ固定経費でいうと10アール当たり394円、変動経費でいうと一俵当たり190円、包装費で一俵当たり139円の利用率を取っております。これが新しく施設が増設されることによって、これは農協の施設でございますので当然、増設した場合、施設の維持

に係る経費は利用者で負担していかなければならないと思っております。その額につきましては農協で決めることになると思いますが、事業計画を出す時点で試算したものはありますが、まだ工事とか終わっておりませんので事業費が確定しておりませんので、ここで言うのはどうかと思っておりますので、利用料については後ほど農協で決定すると思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それではせっかくこの施設、私も組合の方に農協と共に早急に周知を早めて、利用度を高めていただいて、先ほど言いましたように北檜山米の更なる品質のアップのために努力していただきたいことを心からお願いいたしまして質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 答弁は。

○8番（真柄克紀君） 結構です。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第19 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、議案第2号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案の85ページからでございます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出に予算の総額に1,200万円を追加し、総額を5億9,019万7,000円とするものでございます。

87ページをお開き願いたいと思います。87ページ第2表地方債の変更でございます。事業費の増額に伴い起債の限度額の増額をお願いするものであります。

次に補正予算の内容でございますが89ページをお開きください。本年4月に国庫補助事業に係る積算経費率の改定が行われたことに伴い、事業費の増額をお願いするものであります。

歳出では、2款資本的支出、1項建設改良費、2目簡易水道事業費において大成区水道施設整備事業に1,200万円の追加をお願いするものであります。

この財源といたしまして、歳入において 2 款資本的収入、4 項 1 目ともに町債、簡易水道事業債で 720 万円の増額。5 項 1 目ともに補助金、大成区水道施設整備補助金で 480 万円を増額し、収支の均衡を図っております。

説明は以上で終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 20 議案第 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 20、議案第 3 号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の国民健康保険法との整合性を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書の 93 ページ新旧対照表をご覧願います。本条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成 24 年 4 月 6 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、せたな町国民健康保険条例の関連する条文を改正するものであり、その内容は国民健康保険法第 72 条の 4 が第 72 条の 5 に繰り下げられたことに伴い、改正前の本条例第 5 条第 1 項中、右側改正前の下線部分第 72 条の 4 を左側改正後は第 72 条の 5 に改めるものでございます。附則としましてこの条例は公布の日

から施行するとするものです。

以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第21 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第4号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案につきましては、給食配送車購入に係る契約の締結についてありますが、せたな町議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により予定価格が700万円を超えるため、契約締結上、必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については、教育委員会事務局長に説明をいたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

教育委員会高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 議案第4号についてご説明申し上げます。給食配送車購入契約の締結についてでございますが、既に落札者を決定しまして仮契約を締結しておりますが、契約の締結にあたりまして予定価格が700万を超えるため、町条例に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。なお、入札結果は別途配付の説明資料の6ページの議案第4号関係資料のとおりでございます。物品の種類は、給食配送車、契約の金額は843万3,988円、契約の相手方は、久遠郡せたな町北檜山区北檜山211番地16、株式会社ナカヤマ、代表取締役中山修一でありまして、納入期日は契約の日の翌日から平成27年8月17日までであります。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時34分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただ今、町長から監査委員選任の同意案と議員から各委員会の議会閉会中における所管事務継続調査申出の発議案の提出がありました。

これら2件を日程に追加し、審議したいと思います

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、これら2件を日程に追加し、審議することに決しました。

◎追加日程第1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 追加日程第1、諸般の報告はお手元に配布のとおりであります。

◎追加日程第2 同意案第1号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第2、同意案第1号 せたな町監査委員の選任を議題とします。

平澤等議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので退席を求めます。

（平澤等議員退席）

○議長（菅原義幸君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 同意第1号、せたな町監査委員の選任についてでございますが、提案理由の説明の前に訂正をお願いしたいと思います。次のページ2ページの経歴書の公職歴でございますが、下から3段目、平成25年2月北海道農民連盟幹事とありますところを監査ということに訂正をしていただきたいと思います。

それでは提案理由の説明を申し上げます。せたな町監査委員の選任について次の者を、せたな町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。住所は、久遠郡せたな町北檜山区東丹羽431番地、氏名、平澤等、生年月日昭和26年10月11日生まれでございます。

次のページに経歴等ございますのでご参照願います。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

本案についてこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

平澤等議員の着席を求めます。

（平澤等議員着席）

◎追加日程第3 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 追加日程第3、発議第1号 三常任委員会、議会運営委員会の議会閉会中における所管事務調査の件を議題とします。

お手元に配付のとおり、三常任委員会委員長及び議会運営委員長から議会閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり議会閉会中の事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は各委員長からの申し出のとおり承認することに決定しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で今臨時会に附議された案件の審議を終了いたしましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成 27 年第 3 回せたな町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 3 9 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 5月28日

臨時議長 菅原義幸

議長 菅原義幸

署名議員 神田和浩

署名議員 石原広務